

大阪北部地震から半年

12月18日で「大阪北部地震」から半年になる。あの時、大阪市立大の図書館に行くために地下鉄御堂筋線に乗っていた。本町駅に着いた途端、強い揺れを感じた。地下から御堂筋に上がると、多くの人がスマホを見ていた。しばらくして、歩いて帰宅することにした。こんな地震の恐怖を身をもって感じたのは初めてだ。今年の忘れがたい思い出。

写真は朝日新聞18日朝刊1面に掲載された12日の大阪府茨木市。「被災地では今なお、年金暮らしの高齢者住宅を中心に、屋根や壁を修繕できずにブルーシートで覆ったままの住宅が目立つ」と。関連記事を紹介する。



総務省消防庁の11月6日時点のまとめでは、大阪北部地震の人的被害は死者が大阪府で6人、重傷が4府県で28人、軽傷が7府県で415人。住宅被害は大阪、京都、奈良、兵庫の4府県で都市部を中心に計5万8322棟にのぼった。7月の西日本豪雨の5万2033棟、9月の台風21号の5万869棟、北海道地震の1万368棟、台風24号の5744棟を上回り、今年の災害で最多だった。

住宅被害は震源地に近い大阪府高槻、茨木両市が6割超を占め、高度成長期に建てられた古い住宅で屋根瓦の落下、壁の亀裂、柱の傾きなど一部損壊の被害が目立った。

被災者生活再建支援法は全壊や大規模半壊のみが対象だ。そのため、大阪府は一部損壊以上の被災者に府営住宅などを「みなし仮設住宅」として無償提供（最長1年）し、修繕費を無利子融資するなどして支援。今月14日時点でみなし仮設住宅に86世帯が移り、融資申請は11月末時点で811件あった。被災自治体も一部損壊の修繕費に独自に支援金を出している。しかし最大5万円を支給する高槻市では、一部損壊2万2044棟に対し申請数は2321件にとどまる。施工業者の手が足りないほか、年金暮らしなどで多額の修繕費を出せない被災者が多いという。大阪府市長会は「屋根の損壊は生活に支障を与える」などとして、国に被災者生活支援法の対象拡大を要望している。

神戸大大学院の平山洋介教授（住宅政策）の話「近年多発する災害を超高齢化がより深刻なものにしている。一部損壊でも暮らしへの影響は大きい。現実には、年金しか主な収入がないお年寄りが高額な修繕費を賄うのは難しい。それが住宅再建を遅らせている大きな要因だ。今後ますます超高齢化が進む。国は一部損壊の修繕費へも支援を検討する時期に来ている。」

(2018年12月22日)